

本所新収『御室相承記』巻二（首部）について

後藤紀彦

仁和寺に所蔵する「御室相承記」は宇多天皇より後高野御室に至る仁和寺門跡の歴代記で、(一)寛平法皇(宇多天皇、付寛空、寛朝、済信)、(二)大御室(性信法親王第一代)、(三)中御室(寛行法親王第二代、付寛助第三代)、(四)高野御室(寛法法親王第四代)、(五)紫金台寺御室(寛性法親王第五代)、(六)後高野御室(道法法親王第七代)の六巻よりなり、早く明治三十年十二月に国宝に指定され、昭和二十九年三月に新国宝として再指定された。ついで同三十九年三月刊、奈良国立文化財研究所編『仁和寺史料』寺誌編⁽¹⁾(以下『史料』と略称)に適切な解題を付して初めて翻印された。

その解題によれば、同書は記載内容からみて遅くとも鎌倉時代中頃の成立で、各巻ほぼその体裁を同じくし、まず略伝をしるし、ついで御修法事、御堂供養事、灌頂事など、行業を項目別にまとめている。国宝本は最初から一具のものではなく、筆跡・寸法・体裁の等しい巻一・三と、各巻筆跡は異なるが略体裁を同じくする巻二・四・五・六の二グループのものを後に合せたもので、書写年代は鎌倉中・末期のものとする。

そのうち大御室伝を収める巻二は古表紙一紙、本文十二紙、本文全長四九六種であるが、略伝と御修法事を収める巻首部分が欠佚している。そこで『史料』はいまだ首尾完全な江戸末期に書写された仁和寺所蔵の

三本と内閣文庫本を比較して、最も良本と思われる仁和寺新写乙本を底本として、六頁半に及ぶ欠佚部分を補っている。

本所が昭和五十二年二月に古書肆弘文荘より十万円で購入した「仁和寺長和入道親王記」一巻が正しく此の欠佚部分に当ることに、此度新しく整理入架する過程で気付いたので、誌面をかりて報告しておきたい。

その体裁は縦二七・八一―二八・一、本文楮斐交漉紙七紙、全長二八九・六種(第一紙三九種、第二―第六紙四二・六―四二・七種、第七紙四二・二種)、無界、字面高約二四・五種、裏面から丁寧な補修が施されている。表紙より軸迄の全長三一八・三種。表紙は一五・七種、紺地鳳凰唐草文様金欄古裂、無題簽、見返金銀切箔散し。奥に一三種の白紙を継ぎ牙軸を立てている。この裝潢は比較的最近のものと思われる。杉箱(棧蓋)入、蓋上面に森銃三氏の筆で打付書に

御室相承記の内

長和入道親王記殘巻 鎌倉中記頃寫

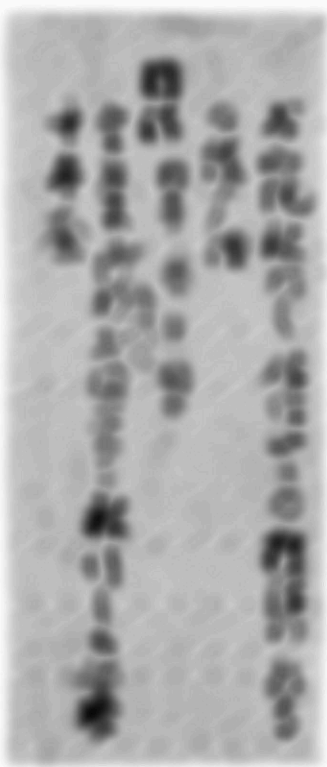
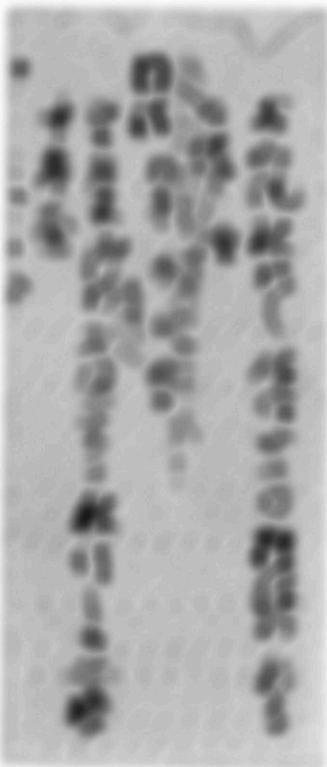
とある。

本所が購入した昭和五十二年一月上旬、日本橋三越百貨店の即売会目錄『弘文荘善本目錄』⁽²⁾には

仁和寺長和入道親王記

鎌倉末期頃寫
巻末少欠

一巻



とあるが、既にその三年前より出陳されており、昭和四十九年一月上旬の同店即売会目録⁽³⁾には

御室相承記

鎌倉中期頃写
小杉楹邸旧蔵

尾欠 一卷

とあり、更に翌五十年一月上旬の同店即売会目録⁽⁴⁾には

御室相承記

残巻

鎌倉末期写

七枚 一卷

とある。

昭和四十九年度の目録に小杉楹邸旧蔵とあるのは正しく、楹邸が明治四十三年三月に歿して間もなく、同四十五年二月にその養嗣子より本所が借用影写した「小杉美二郎氏所蔵文書」に既に「御室文書」と題して収めている⁽⁵⁾。しかし現在の体裁からは楹邸の旧蔵であることを示す手がかりはなく、美二郎氏以後の伝流経過は不明であり、また新写本によって江戸時代末迄、仁和寺本が首尾完全であったことは確かであるが、楹邸の手に入った経緯も不明である⁽⁶⁾。

さて影写本と原本とを比較すると、影写以後の虫損などは無く、また欠損個所の写し方よりみて、影写の段階では現状ほど完全な補修は施されていなかった様であるが、最も重要なことは最末部である。仁和寺所蔵国宝本の写真(『史料』巻頭図版)を見ると、残存分の首行「御堂供養御参事」の右方五分の一程が欠失している。影写本の最末尾には正にこの部分の残画があり、国宝本に確実に接続することが判明するが、原本には残念乍らこの残画部分は存せず(上掲図版参照)、恐らく裝潢の際に断ち落とされたと思われる。

以上で本書の性格は明らかとなったので

御室相承記 卷二(首部)

鎌倉末期写 一卷

(架番号)
〇〇一六一二

と定め、新しく題簽を付して入架した。

ところで第八代道助法親王の「光台院御室伝」は記載体裁が「御室相承記」と等しく、一方「御室相承記」の要約本かと考えられる「仁和寺

相承秘記」は寛平法皇(宇多天皇)より光台院御室までを含んでいる。

そこで『史料』の編者は、或は「光台院御室伝」も「御室相承記」中の一巻であったのではないか、そして夙く失われてしまった第六代喜多院御室(守覚法親王)伝と併せて、本来「仁和寺相承記」は八巻よりなっていたのではなからうか、と述べられた。この「光台院御室伝」も江戸時代末迄、仁和寺に古写本が伝存していたことが新写本によって知られるが、何処からかその古写本出現の可能性はないものであろうか。

さて『史料』が欠佚部分を補うのに使用された仁和寺所蔵新写乙本は影写に近い良写本であるらしく、周到な校訂と相俟って、原本によって訂正を加うべき箇所は極く少いのであるが、『史料』を列用する際の便宜を考え、最後に正誤一覧を付しておこう。

なお原本には年月日の異同、人名注記などを数多傍書しているが、『史料』ではこれに全て「」印を付しておられる。唯一の異本である教王護国寺本を参照するに、同本にもそれ等の傍書はほとんど存しているし、原本によっても多くの箇所本文と一筆とみられるので、その大部分は所拠の本に既に付されていたものであろう。

『史料』の編者は教王護国寺本を錯簡・脱漏多く、善本とは考えがたいと評されたが、当該箇所を比較した限りでは、確かに仁和寺本は済正な形をなしており、筆跡も優美であり、教王護国寺本は錯雑としており、やや粗筆である。しかし仁和寺本にも教王護国寺本を参照して始めて判明する誤脱箇所が若干存するので、或は教王護国寺本は草本段階の雑駁な形を留めている様にも思われるが、なお全体を通して考究すべきであろう。

『仁和寺史料』本文訂正一覧

教本||教王護国寺本

| 頁・行 | 仁和寺史料 | 原 本 |
|------------|---|--|
| 一〇 12 | 並諸僧 ^{〔受〕} 交 ^{〔交〕} 供 | 並諸僧受供 |
| 一一 12 13 | 二月廿七日、一身阿闍梨宣下 | コノ十二字、傍書トス |
| 一一 15 | (裏書4) | (裏書4)一〇12 一一1ニ アリ、教本ハ史料ニホボ同ジ 八ケ末寺、以下全テ箇ハ「ケ」 ニ作ル |
| 一二 2 | 勅 ^{〔勅〕} 齋 ^{〔齋〕} 務 | 勅 ^{〔勅〕} 屋 ^{〔屋〕} 務、教本ハ齋 ^{〔齋〕} 務ニ作ル |
| 一二 6 | 雅正朝臣 | 雅忠朝臣 |
| 一二 9 注 | 延久聖主 | 延久座主、コノ四字ハ本来次 行ノ「東宮」ニカカルモノナ ラン |
| 一三 9 注 | 御子此亭 ^{〔幸〕} | 御于此亭、教本モ于ニ作ル 癒ヲ抹消シ、左傍ニ異筆ニテ 右トシル |
| 一四 3 | 平癒 | 右トセ小字トス、教本ハ大字 トス |
| 一五 4 | 三古 | |
| 一五 5 | 其大如 ^{〔中歟〕} 函、 ^{〔中歟〕} 中 ^{〔断〕} 断 | 其大如 ^{〔中〕} 函中之 ^{〔中〕} 断、 年廿八 |
| 一五 14 注 | 開白 | 開白 |
| 二五 13 | (裏書一) | (裏書一)ナシ |
| 二五 14 | 屹 ^{〔カ〕} 如 ^{〔カ〕} 巨 ^{〔カ〕} 人 | 託 ^{〔カ〕} 如 ^{〔カ〕} 臣 ^{〔カ〕} 人(9) |
| 二六 1 | 仰 ^{〔カ〕} 之 | 告申之 |
| 二六 2 | 裏書 | 二字ナン、マタ裏書四ニ傍書 セル異本注記スベテナシ、教 本モナン |
| 二六 5 | 主者施行 | 主者夫施行、教本ハ史料ニ同 ジ |
| 二六 11 | 行兩賞也 | 行兩賞也 |

| | | | |
|----------|----------|-------------|-------------|
| 二六 二六 | 二六 二六 | 永保例 〔承九〕 | 承保例 〔承九〕 |
| 十月廿三日 | 十月廿三日 | | |

註

- (1) 『奈良国立文化財研究所史料』第三冊
- (2) 『弘文莊善本目録』(弘文莊待賢古書目第五十号) 昭和52年1月刊、訂正版同年2月刊、三五頁。左に引用するほぼ正鶴を得た解説がある。図版なし。
- 「楮紙七枚つぎ。行書、能筆。巻首に「長和入道親王号大御室」と題してある。長和天皇即ち三条天皇(在位一〇二一—一〇一六)の第四皇子、師明親王(法名性信、仁和寺第六代の門跡)の御一代の記で、巻首に出家受戒の儀式を中心に御生涯を略叙し、あとに大きな御修法の数々を年代順に記載し、治暦二年から応徳元年五月まで十八年間に及んで、中斷して居る。翌年に逝去されて居るから、末一、二枚を欠くものである。保存大体良。ただ国宝「御室相承記」の逸巻であり、なお末十二紙を欠くことに気づかれなかったことは大きな失考である。
- (3) 文書の会編『反町弘文莊主幸 古書逸品展示大即売会目録』昭和49年1月刊、五頁。解説「和様の太ぶりの書、紙数七枚」。図版なし。
- (4) 文書の会編『反町弘文莊主幸 古書逸品展示大即売会目録』昭和50年1月刊、六頁。解説・図版なし。なお弘文莊の目録類を完備した形で見られなかったもので、便宜見当ったもののみを引用した。
- (5) 全百五十五丁で冊首から(一)「御室相承記」巻二首部(匡郭外に「御室文書」と朱書)、(二)「後嵯峨上皇幸西園寺詠翫花和歌」(匡郭外に「為氏卿筆西園寺翫花歌」と朱書)、(三)「桂宮智仁親王詠草」(匡郭外に「智仁親王御筆御歌ひかへ」と朱書)と大部なものを取めており、外には江戸時代の日疏・日鮮外交文書などを収録している。(二)は静岡県の藤江喜重氏所蔵の楹廊旧儲書のうちより見出され、昭和五十五年六月、重要文化財に指定された金沢文庫旧蔵本で、『日本歴史』三九八号に湯之上隆氏の紹介がある。(三)は国文学資料館史料館所蔵の「小杉楓邸蒐集史料」中の「智仁親王御う

たひかへ」二巻がそれである。此等の朱書が本所で付されたものか、楹廊の手識によるものか不明である。なお(一)が国宝本巻二の佚巻であることに長く気付かれなかったのは、本所に国宝本の複本類がないことによると思われる。

- (6) 弘本莊が正しく「御室相承記」残巻と断じられた根拠は不明で、唯一の刊本である『仁和寺史料』を参照すれば立ちどころに国宝本の逸巻であることが判明した筈である。「御室相承記」の当該の部分は多く『大日本史料』の未刊部分に属し、僅かに二編之十三(昭和37年1月刊)、寛仁二年八月二十九日、師明親王出家入寺の条に少部分を引用するのみであり(その後、昭和50年3月刊の二編之十九、治安三年三月七日、性信法親王受伝法灌頂の条には、教王護国寺本「御室相承記」を底本とし、「小杉美二郎氏所蔵文書」を以て校合を加えた長文が収録されている)、手がかりとはなりにくく、楹廊の何らかの手識があった、と考えるのが自然の様に思われるが如何であろうか。

- (7) 『仁和寺史料』寺誌編二(奈良国立文化財研究所史料第三冊、昭和39年3月刊)三八四頁以下。

- (8) 本所架蔵大正三年教王護国寺蔵本影写本。貞治三年賢宝の書写せるもの。

- (9) 傍訓からみて、或は「訖威」(出典は『書経』)の誤脱かとも思われるが、書体から「託」と見做すのが最も自然なので、姑くそれに従った。

(付記)

小文を草するにあたり、終始『仁和寺史料』の学恩に依拠し、また百瀬今朝雄・渡辺直彦先生をはじめとする諸賢から御高教を得たことを深謝する。